

広島県告示第百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十七年広島県告示第二百一号	
所在地		広島県竹原市福田町及び同市高崎町地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	区域の名称
	の自然現象の土砂災害原因		の自然現象の土砂災害原因
a)	大乘川上西谷（七〇七二）	土石流	
b)	大乘川上西谷（七〇七二）	土石流	
c)	大乘川上西谷（七〇七二）	土石流	
d)	大乘川上西谷（七〇七二）	土石流	
）	大乘川下北谷（七〇七〇）	土石流	
）	大乘川中西谷（七〇七一）	土石流	
）	大乘川上南谷（七〇七六）	土石流	
a)	大乘川中北谷（七〇七七）	土石流	
b)	大乘川中北谷（七〇七七）	土石流	
c)	大乘川中北谷（七〇七七）	土石流	

隣) 内浜川中西谷(七〇六三	土石流	
c) 内浜川支川(七〇五九隣	土石流	
b) 内浜川支川(七〇五九隣	土石流	
c) 内浜川下西谷(七〇五九	土石流	
b) 内浜川下西谷(七〇五九	土石流	
a) 内浜川下西谷(七〇五九	土石流	
a) 内浜川支川(七〇五九隣	土石流	
) 大乘川下南谷(七〇六八	土石流	
) 大乘川下東谷(七〇八〇	土石流	
c) 大乘川下西谷(一〇三八	土石流	
b) 大乘川下西谷(一〇三八	土石流	
a) 大乘川下西谷(一〇三八	土石流	
西迫川支川(二四五c)	土石流	
西迫川支川(二四五b)	土石流	
西迫川支川(二四五a)	土石流	
) 大乘川中南谷(七〇七九	土石流	
) 大乘川中東谷(七〇七八	土石流	

高山北谷 (七〇六二隣 d)	土石流	
高山北谷 (七〇六二)	土石流	
高山北谷 (七〇六二隣 a)	土石流	
高山北谷 (七〇六二隣 b)	土石流	
高山北谷 (七〇六二隣 c)	土石流	
大乘東谷 (二〇三七 c)	土石流	
大乘東谷 (二〇三七 b)	土石流	
大乘東谷 (二〇三七 a)	土石流	
内浜川下東谷 (七〇六一隣)	土石流	
内浜川下東谷 (七〇六一)	土石流	
内浜川中南谷 (七〇六六)	土石流	
内浜川中東谷 (七〇六五)	土石流	
内浜川中東谷 (七〇六五隣)	土石流	
内浜川中西谷 (七〇六三)	土石流	